騒音又は振動に係る特定建設作業(印西市環境保全条例)

1.くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業

届出対象

くい打機

ディーゼルパイルハンマ、ドロップハンマ、油圧パイルハンマ、エアハンマ、バイブロハンマ、油圧圧入、ワイヤ圧入、アースオーガ+直打工法(プレボーリング工法、中堀工法)

くい抜機

油圧式、パイルエキストラクタ

くい打くい抜機

圧入式以外

届出対象外

くい打機

もんけん(人力)、 アースオーガ+根固め(プレボーリング工法)、 オールケーシング工法(ベノト工法)、 リバースサーキュレーション工法、 アースドリル工法

くい打くい抜機

圧入式

2.びょう打機及びインパクトレンチを使用する作業

3.さく岩機を使用する作業 ※

届出対象

削孔機 (ジャックハンマ等)

届出対象外

コンクリートカッター、ニブラ

4.空気圧縮機を使用する作業

定格出力が15kw以上のもの(電動式及びさく岩機の動力として使用する作業を除く)

5.コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業

コンクリートプラント:混練容量が0.45㎡以上のもの(モルタル製造作業は除く)

アスファルトプラント:混練容量が200kg以上のもの

6.鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業

7.舗装版破砕機を使用する作業 ※

ハンマを落下させるもの

8.ブレーカーを使用する作業 ※

届出対象

ジャイアントブレーカー

届出対象外

ハンドブレーカー、ピックハンマ、 電動チッパー

9.ブルドーザー、パワーショベル、バックホー、その他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業

10.振動ローラーを使用する作業

※作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを 超えない作業に限る。